

第 3 4 号議案参考資料

議 案 名

桶川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、緊急に桶川市後期高齢者医療に関する条例を改正する必要性が生じ、令和 2 年 5 月 1 日に桶川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

2 改正の内容

市において行う後期高齢者医療事務について、傷病手当金の支給に係る申請書の提出を受け付ける規定を追加するとともに、字句及び引用部分の整理を行う。 (第 7 条関係)

3 施行期日

公布の日 (令和 2 年 5 月 1 日)

4 例規集

第 2 卷 2, 3 0 1 ページ